

## 菜の花こども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人博友会
所 在 地	御殿場市川島田字南原270番地
電 話 番 号	0550-82-7601
代 表 者 氏 名	理事長 土田 博和

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園		
施 設 の 名 称	菜の花こども園		
施 設 の 所 在 地	静岡県駿東郡小山町竹之下字上ノ原570番地1		
連 絡 先	電 話 0550-76-6622 FAX 0550-76-6623		
管 理 者	園長 田代 志のぶ		
利 用 定 員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	9人	45人	満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 12人
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日		
事 業 所 番 号			

### 3 サービスの目的・運営方針

菜の花こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、満3歳以上の児童に対する教育並びに保育を必要とする児童に対する保育を一体的に行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	3,406.47㎡
		屋外遊戯場 630.00㎡
園 舎	構 造	木造平屋建
	延 べ 面 積	881.91㎡

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳 児 室	2 室	
ほ ぶ く 室		乳児室に含む
保 育 室	4 室	2 歳児クラス、3 歳児クラス、4 歳児クラス、5 歳児クラスについて各 1 室
遊 戯 室	1 室	
調 理 室	1 室	
病 後 児 保 育 室	1 室	
子 育 て 支 援 セ ン タ ー	1 室	
一 時 保 育 室	1 室	
職 員 室	1 室	

5 職員の設置状況

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第29号）その他関係法令（以下「条例等」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。ただし、児童の受入状況により、員数が変動するため、各職種の員数については別表1のとおりとします。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主 任 保 育 士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保 育 士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
医 師（嘱 託 医）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
栄 養 士	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）
調 理 員	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）
看 護 師	正規の勤務時間帯（9：00～16：00）
事 務 員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・ 1 学期 4 月 1 日～ 7 月 3 1 日 ・ 2 学期 8 月 1 日～ 1 2 月 3 1 日 ・ 3 学期 1 月 1 日～ 3 月 3 1 日	月曜日から土曜日とします。 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は休日保育を提供します。
イ 休園日 ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 夏季休園 7 月 2 0 日～ 9 月 1 日 ・ 冬季休園 1 2 月 2 1 日～ 1 月 5 日 ・ 春季休園 3 月 2 0 日～ 4 月 2 日	

## 7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る提供時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

ただし、休日の保育時間は7時30分から17時30分までとします。

### (2) 保育短時間認定に係る提供時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

ただし、休日の保育時間は7時30分から17時30分までとします。

### (3) 短時間利用に係る提供時間

保育認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方以外の場合、短時間利用となり、9時から15時まで保育を提供いたします。

なお、上記以外の時間帯において保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は15時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

## 8 提供する保育等の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 4・5歳児は月に2回英語教室・月に1回サッカー教室を行います。

3・4・5歳児は月に1回体操教室を行います。

### (3) 食事の提供児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
1・2歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
3歳以上児		11時30分頃	14時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

### (4) その他

病後児保育 …病後児（回復期にあるが、通常の保育参加がのぞましくない状態）を対象に保育を行う。（開園時間8時00分から17時00分）

休日保育 …日曜、祝祭日において保育を行う。  
（開園時間7時30分から17時30分）

一時預かり …保育所に入園していない就学前児童を対象に一時的に保育を行う。  
（開園時間8時30分から17時00分）

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

### (2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科（小児科）・外科

医療機関の名称	フジ虎ノ門整形外科病院	院長名	土田 隼太郎
所在地	御殿場市川島田1067-1		
電話番号	0550-89-7872		

### (2) 歯科

医療機関の名称	フジ虎ノ門整形外科病院 歯科	院長名	土田 隼太郎
所在地	御殿場市川島田1067-1		
電話番号	0550-89-5854		

## 12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 上原 夕子	
	・ご利用時間 8:30~18:30	
第三者委員	高橋 譲	電話番号 0550-76-3296 向方区区長
	稲 泰昌	電話番号 0550-76-0837 宿区区長
・電話番号 0550-76-6622		
・FAX 0550-76-6623		
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 1.3 緊急時の対応

管轄警察署	御殿場警察署 足柄駐在所
病院	フジ虎ノ門整形外科病院 静岡県御殿場市川島田1067-1
緊急時の対応	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、場合によっては救急搬送を依頼します。

### 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
一斉連絡方法	緊急一斉メール配信

### 1.5 虐待防止

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、子どもが在籍する市町の児童相談所等適切な機関に通告します。

### 1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類・契約先	保険の内容	補償額
賠償責任保険 三井住友海上火災保険㈱	園が業務に起因し、園児に損害を与えた場合。園の管理下で生じた事故。	1事故につき最高5億円
傷害保険 (独)日本スポーツ振興センター	園の管理下における児童の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)。	死亡見舞金2,800万円まで 傷害見舞金3,770万円まで

### 1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表 1

令和 6 年 4 月 1 日

職 種	員数	常勤専従	非常勤専従	非常勤兼務
園 長	1	1		
主 任 保 育 士	2	2		
保 育 士	18	10	8	
保 育 補 助	1		1	
嘱 託 医 ( 内 科 )	1			1
嘱 託 医 ( 歯 科 )	1			1
栄 養 士	1	1		
調 理 員	2	1	1	
看 護 師	1		1	
事 務 員	1	1		

別表 2

## 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給 食 費	小山町以外に在住する、3歳以上児の給食費	月額 5,800 円
	小山町に在住する3歳以上児のうち、教育標準認定児の給食費（小山町からの補助との差額）	月額 1,400 円
	小山町に在住する3歳以上児のうち、保育認定児の給食費（小山町からの補助との差額）	月額 800 円
写 真 代	園児の園生活を記録	個人注文
絵 本 代	年齢別月刊絵本代金	月額約 500 円
保 育 用 品 代	(0・1・2歳児) カラー帽子、氏名印等	約 1,400 円
	(3歳以上児) 制服、制帽、カバン、体操服上下、名札、スモック、カラー帽子、指名印等一式	約 35,000 円
	(3歳以上児) 粘土板、のり、道具箱等一式	約 5,000 円
遠 足 費 用	遠足に係る施設入園料	約 1,500 円
保 護 者 会 費	環境改善、行事等に利用	年額 10,000 円

## 2 延長保育事業に係る利用者負担

認定区分	利用時間	日額	備 考
保育標準時間認定	18時00分～19時00分	200円	休日は実施しない
保 育 短 時 間 認 定	7時00分～8時30分	100円	休日は7時30分～8時30分
	16時30分～18時00分	100円	休日は16時30分～17時30分
	18時00分～19時00分	200円	休日は実施しない

## 3 教育標準時間認定児における預かり保育に係る利用者負担

認定区分	利用時間	金額	備 考
教育標準時間認定	7時00分～8時30分	30分毎	土曜・休日は実施しない
	15時00分～19時00分	100円	

4 一時預かり事業に係る利用者負担

利用時間	利用日	年 齢	金額	備 考
8時30分 ～ 17時00分	月曜～土曜	0歳児～2歳児	1,600円	
		3歳児～5歳児	900円	
	休日	全歳児	2,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育認定児が保護者の就業以外で利用する場合</li> <li>・保育認定児でない児童</li> </ul>

5 休日保育事業に係る利用者負担

利用時間：7時30分～17時30分 全歳児無料

(保育認定児であり、休日に常態的に保育を必要とし、保護者の就労証明提出)

6 病児保育事業（病後児対応型）に係る利用者負担

利用時間：8時00分～17時00分 全歳児日額2,000円（当園の利用乳幼児は無料）

（お弁当が持参できない場合は別途300円）

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。